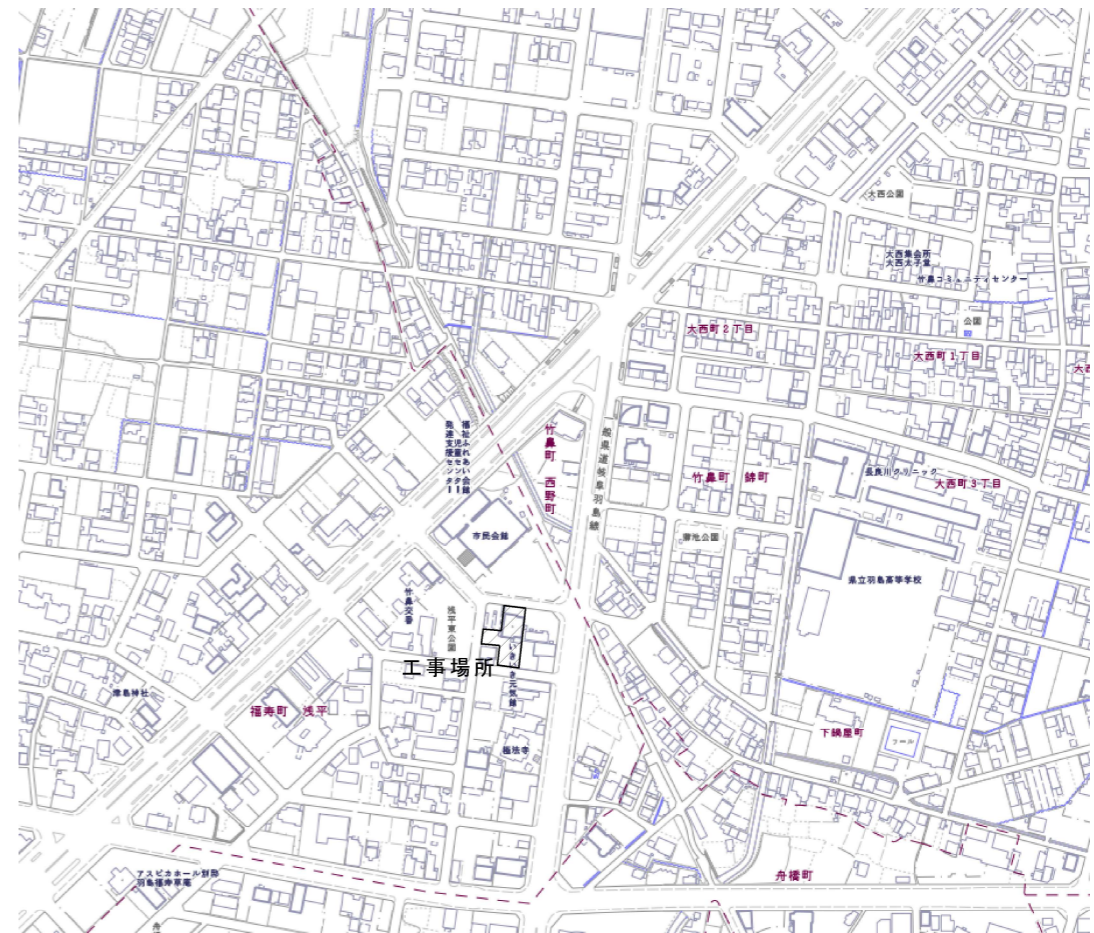




特記事項

1. 工事名称 旧羽島市いきいき元気館解体工事
2. 工事番号 都福工 第1号
3. 工事場所 羽島市福寿町浅平3丁目106番地
4. 工事概要 旧羽島市いきいき元気館の解体工事
5. 共通仕様書 建築物解体工事共通仕様書
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書・公共建築改修工事標準仕様書
公共建築設備工事標準図・建築工事監理指針・建築改修工事監理指針・電気設備工事監理指針
機械設備工事監理指針・建築物解体工事共通仕様書・営繕工事写真撮影要領
いずれも最新版を適用し、本工程に關係の無い項目は適用しない。
6. 一般事項 本設計図書は工事の概要を示すものであり、施工及び保安上必要と思われるものは明記なくとも係員と協議のうえ、施工するものとする。
7. 施工体制台帳
施工体系図 建設業法第24条の7第1項の規定により、作成した施工台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い、新たに作成されたものを含む)の写しを、監督職員に提出すること。
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条)
8. 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 1. 請負者が、工事の施工につき総合的に企画・指導及び調整するものであること。
 2. 請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。
 3. 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。
9. 新型コロナウイルス感染症拡大防止について
 1. 政府及び関係機関からの発表や通知等に応じ、迅速かつ適切な措置を講ずること。
 2. すべての作業従事者等の健康管理に留意し、発熱・倦怠感等の風邪の症状がみられるときは自宅待機させるなど適切な対応を行うこと。
 3. 現場状況を勘案しつつ、感染予防を徹底すること。
 4. 作業従事者等の感染が判明した場合は、発注者及び保健所等に速やかに報告を行うこと。
 5. 岐阜県建設工事共通仕様書第1編1-1-29に記載のある定期安全研修・訓練等は、「密閉空間・密集場所・密接場所」を避けるなど必要な感染防止策を講ずること。
10. 石綿含有建材の調査 アスベストの含有については、調査結果報告書による。
11. その他
 1. 工事施工にあたっては、近隣建物に影響を考慮して事前調査を行なう、解体工事の際にも十分配慮する。
 2. 参考内訳書の数量は参考数量とする。
 3. この工事で必要な申請関係諸費用は全てこの工事費にて見込むこと。



付近見取図